

令和元年度第1回 旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会

■日時 令和元年5月27日（月）

午後2時00分から1時間30分程度

■場所 東員町役場 西庁舎 2階 201会議室

次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 委員等自己紹介

4 座長あいさつ

5 説明及び審議事項

(1) 第2次共生ビジョンの事業評価について 事前送付資料1

(2) 第3次共生ビジョンの策定について 資料2

6 意見交換会

7 閉会

第2次旧員弁郡定住自立圏
共生ビジョンに対する検証結果

令和元年5月
いなべ市・東員町

目 次

1. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

ア	いなべ市健康こども部・東員町健康づくり課	1
イ	いなべ市総務部・東員町防災環境課	3

(2) 福祉

ア	いなべ市福祉部・東員町地域福祉課、長寿福祉課	5
イ	いなべ市健康こども部・東員町子ども家庭課	9

(3) 教育

ア	いなべ市健康こども部、教育委員会・東員町学校教育課	11
---	---------------------------	----

(4) 土地利用

ア	いなべ市都市整備部・東員町建設課	13
---	------------------	----

(5) 産業振興

ア	いなべ市農林振興部・東員町産業課、建設課、政策課	15
イ	いなべ市都市整備部・東員町政策課	19

(6) 防災

ア	いなべ市総務部・東員町環境防災課	21
---	------------------	----

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

ア	いなべ市都市整備部・東員町政策課	23
---	------------------	----

(2) 道路等交通インフラ整備

ア	いなべ市建設部・東員町建設課	25
---	----------------	----

(3) 公共施設相互利用の促進

ア	いなべ市都市整備部・東員町建設課	27
イ	いなべ市企画部・東員町政策課	29
ウ	いなべ市教育委員会・東員町社会教育課	31

3. 圏域マネジメントの能力強化に係る政策分野

(1) 人材育成

ア	いなべ市総務部・東員町総務課	33
イ	いなべ市教育委員会・東員町学校教育課	35
ウ	いなべ市企画部・東員町町民課	37

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	ア いなべ市 健康こども部 東員町 健康づくり課
	分野	(1)	医療	
	共生ビジョン頁	23		

【1 共生ビジョン記載内容】

本圏域における地域医療の要であるいなべ総合病院に外来患者などが集中し、本来求められている重篤な患者への医療提供体制が損なわれないように、圏域内の開業医との役割分担などの連携強化、かかりつけ医制度の普及啓発、適正受診の推進など圏域全体で医療体制を支える取り組みが必要です。

第1次共生ビジョンでは、圏域の住民が安心して医療を受診できる体制を維持するために、地域医療の充実のために様々な支援を行ってきました。急性期中核病院であるいなべ総合病院の24時間救急医療体制を維持するために財政的な支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができました。また、一次救急医療体制においては、いなべ医師会に業務委託を行い、開業医の交代制による休日診療体制（在宅医当番制度）を維持することで、年間約300人の圏域住民の受診がありました。二次救急医療体制においては、桑名・いなべ病院群輪番制病院を支援し、重篤な患者に対しても緊急医療体制の維持ができました。

医師不足の対策として、圏域内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後、圏域内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。

安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。

今後も地方の勤務医不足が続くことが予測されており、このような中で圏域内の救急医療体制を維持し、周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、第1次共生ビジョンを検証し、成果のあった事業に対しては引き続き支援を行う必要があります。

第1次共生ビジョンでは、災害時にドクターや看護師等を迅速に現場に派遣するためのDMATの配備を行うとともに、ドクターヘリ、防災ヘリによる大規模災害時の広域的な救急患者の受入れやいなべ総合病院からの転院搬送のためのヘリポート整備を行うなど、災害拠点病院としての充実を図りました。

東日本大震災では沿岸部の医療機関のほとんどが壊滅的な被害を受けたため、被災者は、内陸部の医療機関や、ヘリコプターを使用して県外の医療機関に搬送されました。当該圏域でも東海、南海トラフ巨大地震、南海地震の発生が危惧されており、沿岸部の医療機関は被害を受けると想定されることから、内陸部の医療機関であるいなべ総合病院も、災害拠点病院の指定を受けております。

今後も、いなべ総合病院を中心とした災害医療体制の構築が必要です。

【2 基本方針】

・圏域内の病院と開業医（在宅医）の役割分担による切れ目のない医療提供の確保や地域医療を担う医療従事者の確保及び充実を図ります。

【3 主な施策】

中核病院であるいなべ総合病院の機能確保
 一次救急（在宅医輪番制）体制の確保
 二次救急（病院群輪番制）体制の確保
 適正受診等の啓発

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
中核病院であるいなべ総合病院の機能確保	5	いなべ総合病院の医師数（研修医含む）	人	—	40	42	44	45
				36	30	38	36	—
一次救急（在宅医輪番制）体制の確保	1	いなべ総合病院の診療科数	科	—	22	22	22	22
				21	22	22	22	—
二次救急（病院群輪番制）体制の確保	1	在宅医当番制による日曜祝日及び年末年始の診療日数	日	—	71	71	71	71
				72	71	71	71	—
適正受診等の啓発	2	妊婦検診受診等啓発事業「命の授業」を受講した中学2年生の生徒数	人	—	650	650	650	650
				655	584	646	600	—

【5 施策の評価 及び 課題】

市民が安心して医療を受診できる体制を維持するために、地域医療の充実に資するための取り組みを行ってきました。急性期中核病院であるいなべ総合病院の24時間救急医療体制を維持するために財政支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができています。

一次救急医療体制確保事業は、いなべ医師会に業務委託し開業医の交代制による休日診療体制（在宅当番医制度）を維持することで、年間500人ほどの圏域の住民の方々に受診していただくことができました。

医師不足の対策としていなべ市では、市内で勤務する医師（研修医）確保に向け、卒業後いなべ市内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。今後も医師の偏在などによる地方の勤務医不足は継続するため、引き続き事業を継続する必要があります。

周産期医療の充実に資するために産科医確保支援事業として、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づき分娩手当の一部を助成し、産科医確保を支援して、子どもを安心して産むための体制を充実していく必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	イ いなべ市 総務部 東員町 環境防災課
	分野	(1)	医療	
	共生ビジョン頁	23		

【1 共生ビジョン記載内容】

本圏域における地域医療の要であるいなべ総合病院に外来患者などが集中し、本来求められている重篤な患者への医療提供体制が損なわれないように、圏域内の開業医との役割分担などの連携強化、かかりつけ医制度の普及啓発、適正受診の推進など圏域全体で医療体制を支える取り組みが必要です。

第1次共生ビジョンでは、圏域の住民が安心して医療を受診できる体制を維持するために、地域医療の充実のために様々な支援を行ってきました。急性期中核病院であるいなべ総合病院の24時間救急医療体制を維持するために財政的な支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができました。また、一次救急医療体制においては、いなべ医師会に業務委託を行い、開業医の交代制による休日診療体制（在宅医当番制度）を維持することで、年間約300人の圏域住民の受診がありました。二次救急医療体制においては、桑名・いなべ病院群輪番制病院を支援し、重篤な患者に対しても緊急医療体制の維持ができました。

医師不足の対策として、圏域内で勤務する医師（研修医）の確保に向け、卒業後、圏域内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。

安心して出産できる体制を維持するために、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づく分娩手当の一部を助成し、産婦人科医確保のための支援を行いました。

今後も地方の勤務医不足が続くことが予測されており、このような中で圏域内の救急医療体制を維持し、周産期医療に従事する産婦人科医を確保していくためには、第1次共生ビジョンを検証し、成果のあった事業に対しては引き続き支援を行う必要があります。

第1次共生ビジョンでは、災害時にドクターや看護師等を迅速に現場に派遣するためのDMATの配備を行うとともに、ドクターヘリ、防災ヘリによる大規模災害時の広域的な救急患者の受入れやいなべ総合病院からの転院搬送のためのヘリポート整備を行うなど、災害拠点病院としての充実を図りました。

東日本大震災では沿岸部の医療機関のほとんどが壊滅的な被害を受けたため、被災者は、内陸部の医療機関や、ヘリコプターを使用して県外の医療機関に搬送されました。当該圏域でも東海、南海トラフ巨大地震、南海地震の発生が危惧されており、沿岸部の医療機関は被害を受けると想定されることから、内陸部の医療機関であるいなべ総合病院も、災害拠点病院の指定を受けております。

今後も、いなべ総合病院を中心とした災害医療体制の構築が必要です。

【2 基本方針】

・災害医療体制の構築を図ります。

【3 主な施策】

防災対策の計画的な推進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
防災対策の計画的な推進	5	防災ヘリの活用件数	件	—	5	5	5	5
				5	10	6	4	—

【5 施策の評価 及び 課題】

東日本大震災では沿岸部の医療機関のほとんどが壊滅的な被害を受け、内陸部の医療機関への搬送や、ヘリコプターを活用し県外へ広域搬送が行われました。当該地域でも南海トラフ地震の発生が危惧されており、沿岸部の医療機関は甚大な被害を受けると想定されることから、内陸部の医療機関は重要な拠点施設となっています。平成28年度に内閣府主催による大規模地震時医療活動訓練を実施し、大規模災害における広域医療搬送の訓練を実施しました。

県内では、災害拠点病院が10施設あり、いなべ総合病院は、当該災害拠点病院の1施設として位置づけされており、災害時に即座に現場にドクターや看護師等を派遣するためDMATの設置を行うなど災害拠点病院として、また地域医療の要として重要な医療機関とされています。

平成25年度に、いなべ総合病院南側に4,680㎡の臨時ヘリポートを設置し大規模災害時に広域搬送の受入れやドクターヘリ、防災ヘリの救急患者の搬送及び転移搬送のための施設整備を行った。また平時からのドクターヘリ、防災ヘリの離着陸場として常設型のヘリポートとして利用しています。

東日本大震災を教訓として、沿岸部の被害が拡大した場合において内陸部の医療機関は重要な施設であり、特に内陸部に位置するいなべ総合病院は災害時の医療重要拠点であるが、災害時医師確保など、さまざまな課題が山積しています。災害のみならず、地域医療拠点施設としての重責を担っていく必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	ア いなべ市 福祉部 東員町 地域福祉課、長寿福祉課
	分野	(2)	福祉	
	共生ビジョン頁	24		

【1 共生ビジョン記載内容】

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年には、超高齢社会による医療に対する負担の激増により、傷病者全てを病院で受け入れることが困難になると予想されています。こういった局面に備えるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要があります。なかでも、在宅医療と介護連携は、広域的な取り組みが必要となっています。

自助の取り組みとして出来るだけ介護を受けずに生涯にわたり健康でいられるように、疾病の予防と早期発見や健康増進・介護予防事業として「元気づくりシステム」の仕組みづくりを拡げていくことも必要です。

両市町と共同で介護認定審査や障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、各審査会を計画どおり開催しています。申請者に不便を掛けることがないように、今後も引き続き公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等のサービスの向上や、障害者給付費等の認定審査による利用者等のサービス向上が求められています。

在宅で家族を介護している方を支援するため、介護に関する知識と技能の取得のための勉強会や、家族介護者同士の交流を通じた情報交換による心身のリフレッシュを図るため、「介護者教室」や「介護者のつどい」などを開催しました。また、在宅介護者の家族「だいふくの会」と連携し、介護者の精神的負担の軽減を図りました。

子育てに自信が持てずストレスを感じている障がいを持つ子の保護者を支援するため、保護者同士の交流・情報交換、及び専門員への相談や保育士と情報共有を行いました。

今後も圏域内で在宅介護などを安心して行っていくためには、在宅家族介護者や障がいを持つ子の保護者に対して、これまでのような情報交換、専門員への相談など心身リフレッシュの場づくりや、在宅で介護するために必要な住宅改修に対する補助金の交付による負担軽減の検討や自治会等との連携強化による高齢者の見守り体制の確立が必要です。

圏域内の障がい者（児）施設には老朽化したものも多く、新改築等に対する財政支援の検討や保護者が亡くなった後も地域内で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

重度障がい者（児）施設の円滑な運営のためには、障がい者（児）施設と医療の連携は不可欠であり、医療機関と連携した仕組みづくりが必要です。

障がい者の社会参加を促進するための手話通訳者等の派遣については、いなべ市が東員町から業務を受託し、広域的で利用しやすい手話通訳等の派遣体制を構築することができました。今後は、派遣件数の増加に対応するために手話通訳者等の育成や確保が必要です。

圏域の子育て支援サービスの対象者を明確にし、絶え間ない子育て支援サービスのあり方の検討が必要です。

【2 基本方針】

・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供に努めます。

【3 主な施策】

地域包括ケアシステム構築の推進（在宅医療と介護連携の推進）

介護サービスの推進

障がい者福祉サービスの推進

障がい児福祉サービスの充実

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
地域包括ケアシステムの構築の推進	1	民生委員から地域包括支援センターへの相談件数	件	—	280	296	312	329
				415	244	165	238	—
介護サービスの推進	2	介護認定件数	件	—	3,240	3,240	3,240	3,240
				3,287	3,141	3,315	3,126	—
障がい者福祉サービスの推進	5	障がい福祉サービス等利用者数（各年延べ）	人	—	5,113	5,145	5,176	5,208
				5,143	5,333	5,101	5,219	—
障がい者福祉サービスの充実	1	子どもの発達にかかわる相談件数（各年延べ）	件	—	407	425	443	461
				390	506	610	629	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【地域包括ケアシステムの構築の推進】

在宅医療・介護連携について、平成26年度からいなべ市と東員町で在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおり、平成26年度からの3年間は『顔の見える、仕事の見える関係づくり』から、「何でも聞ける関係づくり」を目指してお互いの仕事を理解し合おう』をテーマに取り組みました。

平成29年度からの2年間は、具体的な連携を進めるため、『実践例から学ぶ、現場で使える医療と介護の連携』をテーマに取り組み、参加者の意見を集約した結果、『連携』があって「協働」があり、「連携」が進んだ当地域では、「連携」から「協働」を目指す時期』とまとめられ、平成31年度からは、次の段階として『「連携」から「協働」へ』と目指すところを進化させて事業を実施します。

また、在宅における医療提供体制についても、在宅医療多職種連携協議会における検討や、いなべ医師会はじめ関係機関等の理解・協力により、この数年間で大きく体制が進化し、特に平成29年9月に訪問診療専門の「どんぐり診療所」が開院されたことで、自宅での看取りが可能な環境が整い、数値的にも、平成30年1月～12月において、実人数：月平均73人、延べ回数：月平均194回、このうち緊急往診は約1割の月平均19件に上るなど、大きく変化した。平成31年4月からは、常勤医が平山医師1名に加えてもう1名加わることとなり、さらに充実する予定です。

元気づくりシステムについては、ストレッチ体操、ウォーキング、ボール運動などを取り入れた健康増進・介護予防体操として、「拠点コース」「集会所コース」「元気リーダーコース」の3コースを実施。集会所コースを30回受講した人は「元気リーダー」となって、集会所コース終了後も引き続き、自助の取り組みである元気リーダーコースを集会所等で実施・継続しています。

これまで、専門のコーディネーターの指導により、集会所コースを実施した自治会は103自治会で、平成30年度に元気リーダーコースを実施した箇所は84地区/90自治会（自主活動転換率：87.4%）。元気リーダーは市全体で886名に増加しました（高齢者の7.2%）。

運動を生活習慣の中に取り入れ、継続して実施することで、疾病の予防や早期発見、健康増進・介護予防

につながるシステムとして、「元気づくりシステム」が市内に定着・拡大しています。

【介護サービスの推進】

平成 30 年度の両市町の認定審査された件数は、3126 件となり、前年度件数に比べ 189 件減少しました（前年度比△5.7%）。これは、更新申請者の自然減によるもののほか、認定期間の延長が 24 か月以上となっていることから昨年度の認定者の申請件数分が減少となったと考えられます。

介護認定審査会事業は、介護保険制度の根幹をなすもので、この事務を共同処理することにより、公平、公正かつ確かな審査を行うことができ、また経費等の節減を図ることができます。

いなべ医師会の協力により審査委員の確保が困難ななか、委員として両市町の医療機関から医師を選任していただいています。

今後も適正な審査判定を行うため、関係機関との連携や審査委員・調査員研修等に参加し、要介護認定の平準化を図っていきます。

【障がい者福祉サービスの推進】

障がい者が通所する施設の整備は、徐々に整備が行われ、平成 27 年度～30 年度にかけては、通所施設の建築や短期入所のための施設改修、グループホームの整備などをおこなってきました。今後も圏域内で、自立した生活ができるようグループホームなどの整備を検討しているところです。

令和 2 年度末までに各市町又は圏域において、緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた「地域生活支援拠点等」を整備する必要があり、整備手法等を検討していきます。

【障がい児福祉サービスの充実】

障がいの児童に対しては、学校終了後などに、生活能力向上のために必要な訓練、社会参加の促進のため、障害福祉サービスを提供しています。また、障がいのある児童等及び児童を養育している家族等を対象として、児童の健全な発達を支援するため、より専門的立場からの相談支援が行えるようにしていきます。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	イ いなべ市 健康こども部 東員町 子ども家庭課
	分野	(2)	福祉	
	共生ビジョン頁	24		

【1 共生ビジョン記載内容】

団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年には、超高齢社会による医療に対する負担の激増により、傷病者全てを病院で受け入れることが困難になると予想されています。こういった局面に備えるためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する必要があります。なかでも、在宅医療と介護連携は、広域的な取り組みが必要となっています。

自助の取り組みとして出来るだけ介護を受けずに生涯にわたり健康でいられるように、疾病の予防と早期発見や健康増進・介護予防事業として「元気づくりシステム」の仕組みづくりを拡げていくことも必要です。

両市町と共同で介護認定審査や障害者介護給付費等の支給に関する審査会を設置し、各審査会を計画どおり開催しています。申請者に不便を掛けることがないように、今後も引き続き公平、公正かつ迅速、的確な介護認定審査による介護保険利用者等のサービスの向上や、障害者給付費等の認定審査による利用者等のサービス向上が求められています。

在宅で家族を介護している方を支援するため、介護に関する知識と技能の取得のための勉強会や、家族介護者同士の交流を通じた情報交換による心身のリフレッシュを図るため、「介護者教室」や「介護者のつどい」などを開催しました。また、在宅介護者の家族「だいふくの会」と連携し、介護者の精神的負担の軽減を図りました。

子育てに自信が持てずストレスを感じている障がいを持つ子の保護者を支援するため、保護者同士の交流・情報交換、及び専門員への相談や保育士と情報共有を行いました。

今後も圏域内で在宅介護などを安心して行っていくためには、在宅家族介護者や障がいを持つ子の保護者に対して、これまでのような情報交換、専門員への相談など心身リフレッシュの場づくりや、在宅で介護するために必要な住宅改修に対する補助金の交付による負担軽減の検討や自治会等との連携強化による高齢者の見守り体制の確立が必要です。

圏域内の障がい者（児）施設には老朽化したものも多く、新改築等に対する財政支援の検討や保護者が亡くなった後も地域内で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

重度障がい者（児）施設の円滑な運営のためには、障がい者（児）施設と医療の連携は不可欠であり、医療機関と連携した仕組みづくりが必要です。

障がい者の社会参加を促進するための手話通訳者等の派遣については、いなべ市が東員町から業務を受託し、広域的で利用しやすい手話通訳等の派遣体制を構築することができました。今後は、派遣件数の増加に対応するために手話通訳者等の育成や確保が必要です。

圏域の子育て支援サービスの対象者を明確にし、絶え間ない子育て支援サービスのあり方の検討が必要です。

【2 基本方針】

・住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。

・介護の必要な高齢者や障がい者（児）が、安心して暮らせるよう各種サービスの提供に努めます。

【3 主な施策】

子育て支援センターの充実

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
子育て支援センターの充実	1	子育て支援センターの利用者数	人	—	47,600	47,700	47,800	47,900
				48,352	46,976	48,985	46,060	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【子育て支援センターの充実】

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、支援の充実に繋がっています。また、相談内容に応じた窓口等との連携を取ることで子育てに対する不安の軽減を図っています。

支援センターの未利用者に対する周知を行い、地域や子育て中の当事者との交流の機会を確保し、地域及び個々の子育て力の向上を図る必要があります。また、支援センター職員・支援員・応援者等に対する研修を実施し、センター職員等の資質向上を図る必要があります。

東員町では利用対象者を「6ヵ月以上の児と保護者」としていますが今後、利用ニーズに応じて、対象者の拡大を図る必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市 健康こども部、教育委員会 東員町 学校教育課
	分野	(3)	教育	
	共生ビジョン頁	25		

【1 共生ビジョン記載内容】

圏域の教育環境を良くしていくためには、市教育研究所・市教育研究会・町教育研究会・郡市教育研究会による研修会開催など、教職員の指導力の向上は、非常に重要な取り組みです。近年は、保護者が学校や教職員に対して自分の価値観による要望や要求をすることが多くなってきており、教職員が職務に専念できるように専門的知識を持った弁護士やカウンセラーの活用による学校・教職員負担軽減の確保が必要です。

子ども、保護者と地元との付き合いが希薄になってきており、改めて自治会・保護者・学校が連携し、子どもの安心・安全な環境の確保や地域で子どもを守り育てるといった取り組みを行うことが大切です。このように地域との関わりが増えることは、歴史や文化を知る機会にもつながり、子どもたちの中に地域への愛着心が生まれ、将来もこの地域に住み続けたいと思えるような子どもが増えてくることも期待できます。

第1次共生ビジョンで取り組んだ不登校対策については、不登校児童生徒数が平成23年度から増加傾向にあり、学校、保護者、関係機関との連携協力による取り組みを強化する必要があります。不登校に対する研究を深め、だれもが安心して通える学校づくりへの方策を検討していくことが必要です。

【2 基本方針】

- ・いじめ問題や不登校など、人間関係で悩む児童等への対応に努めます。
- ・子どもの安心・安全な環境の確保、地域で子どもを守り育てる取組を進めます。
- ・外部専門機関との連携、専門的知識を持ったカウンセラー、学校心理士等の活用による学校・教職員負担の軽減を図ります。

【3 主な施策】

不登校などの課題に対する適切な対応
 地域による学校支援の充実
 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進
 外部専門機関との連携による学校負担の軽減

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
不登校などの課題に対する適切な対応	1	ふれあい教室通級児童生徒の学校への復帰率	%	—	60	60	60	60
				56	65	47.8	70.0	—
地域による学校支援の充実	1	各校に登録する学援隊員数（累計）	人	—	1,600	1,700	1,700	1,700
				1,594	1,630	1,632	1,628	—
地域に根ざした特色ある学校づくりの推進	1	全国学力調査で「地域・社会貢献」を考える中学3年生の割合	%	—	40	43	46	50
				36	—	41	41	—
外部専門機関との連携による学校負担の軽減	2	子どもの発達にかかわる相談件数（各年延べ）	人	—	407	425	443	461
				390	506	610	629	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【不登校などの課題に対する適切な対応】

不登校傾向の児童生徒へは、学校及び教育委員会が支援体制を組み、情報の共有、課題の見極め、役割分担、個に応じた支援を実施しています。学校においては、児童生徒の欠席・遅刻・早退の状況を適時把握し、不登校傾向児童生徒の早期発見に努めています。また、教育委員会においては、該当小中学校へSCやSSWを派遣し、児童生徒及び保護者、教職員の支援を行っています。特にいなべ・東員教育支援センター（ふれあい教室）では、通級可能な児童生徒及び保護者との丁寧な関係作りを行うと共に、学校や社会復帰のための個別支援を行うことができました。平成26年以降、各校から報告される不登校児童生徒数は横ばいの状況であり、今後も継続的な支援が必要です。

また、定期的実施しているQU調査等の結果を分析、活用し、不登校の未然防止に努めていく必要があります。

【地域による学校の支援】【地域に根ざした特色ある学校づくりの推進】

地域住民による学校の応援団である「学援隊」の登録者には、「学習支援」「環境整備」「文化体験活動」「学校行事支援」「登下校支援」「子どもを守る家」などの支援を行っていただきました。今後も引き続き、学援隊の拡大を図ると共に保護者及び地域住民等の学校運営への参画を進める必要があります。

また、児童生徒に対しては、地域の人・自然・歴史・文化・産業など、に関心を持たせるとともに社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献することの大切さを学ばせることができました。今後も「未来いなべ科」を中心に、取組を継続する必要があります。

【外部専門機関との連携による学校負担の軽減】

発達に関わる問題がある児童生徒への支援については、発達支援室、SC、SSW、臨床心理士、生徒指導特別指導員等の専門職員を派遣し、個に応じた適切な対応を図ることができました。今後も児童生徒及び保護者に関わる課題については複雑化・多様化が懸念される為、専門機関との連携に一層の充実が求められています。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市 都市整備部 東員町 建設課
	分野	(4)	土地利用	
	共生ビジョン頁	25		

【1 共生ビジョン記載内容】

住宅開発などを行う場合には、都市計画法など法的な制約があり住宅開発などが進まない現状にあります。定住・移住を促進するためには、圏域の土地が小規模住宅の開発や農業の展開などに有効利用できるように努めることや国や県に働きかけることが必要です。

【2 基本方針】

・都市計画法第34条第11号に規定する指定区域内での住宅開発の周知を図ります。

【3 主な施策】

指定区域内における住宅開発の周知・相談

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
指定区域内における住宅開発の周知・相談	1	建築開発申請件数	件	—	160	160	160	160
				131	353	203	208	—

【5 施策の評価 及び 課題】

いなべ市内の桑名都市計画区域（旧員弁町）は中部圏開発整備法第2条第3項に規定される開発整備区域であるため区域区分の設定が義務付けられています。市街化調整区域では原則建築物が建てられず、土地利用が著しく規制されていますが、第34条第11号に指定された区域においては、新たに土地を購入した第三者による一戸建の住宅の建築が認められているため、圏内、圏外を問わず住民の定住に大きく寄与しています。また戸建の宅地開発も認められているため、区域の指定以降は当該制度を利用して多くの住宅が建てられています。

具体的には、市街化調整区域内でもっとも容易に建築ができる方法として、ホームページで区域を公開するとともに、電話、窓口の相談者に対して当該区域の周知を図っています。

課題としては、指定当初から月日が経過しているため、一見同じような隣接する農地であっても第34条第11号の区域に含まれている土地と含まれていない土地があり、土地所有者間に不公平が生じています。また、高速道路のインターチェンジが開通し、土地利用の多様化、需要が高まってくることが予想されるため、農振農用地等の優良農地は保全しつつ耕作されていない農地等は積極的に宅地等に利用できるように34条11号の区域の拡張を働きかけます。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	ア いなべ市 農林商工部 東員町 産業課、建設課、政策課
	分野	(5)	産業振興	
	共生ビジョン頁	26		

【1 共生ビジョン記載内容】

【農業】

農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、集落ぐるみで生産活動を維持するといった取り組みを推進しています。これまでの取り組みは継続しつつ、今後は高齢者の生きがい対策づくりや、圏外者との交流の推進、移住者の就労の場確保に圏域の資源である農地を活用していくような取り組みも必要です。

安定した農業経営基盤を構築していくためには、特産品や安心・安全が確立された農産物を地域ブランドとして、関西、中京圏はもとより全国へ流通させる取り組みを強化することも必要です。

【商業・観光】

東海環状自動車道路西回り区間の整備事業の本格化や、主要国道421号線の完成など圏域と大都市の距離が近くなっています。

農家などに滞在して農業体験を行うといった、圏域内の豊かな自然を活用してのグリーンツーリズムの推進により、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に繋げる取り組みが必要です。

圏域の歴史・文化・施設といった地域資源を活用した地域経済の活性化への取り組みが必要です。

【工業】

優良企業を誘致し圏域の住民の雇用を創出することや地域の活性化をどのように行うかが課題となっています。

東海環状自動車道路西回り区間の整備事業が本格化し、圏域内各地で工事が進められ、建設業の動きも活発化してきています。交通アクセスが向上することにより、圏域のポテンシャルがアップするこの機会に、積極的に情報発信や企業訪問を実施するなどして新規企業の誘致に努め、圏域内の安定した雇用を創出していきます。

【2 基本方針】

・農業従事者及び農地所有者の役割分担を定め、効率的で安定的な農業生産活動ができる取り組みに対して支援を図ります。

・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。

【3 主な施策】

農業生産活動の推進

喜び農業の推進

観光によるまちづくりの推進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
農業生産活動の推進	1	農地利用集積率	%	—	75	76	77	78
				75	73	74	70	—
喜び農業の推進	1	喜び農業推進事業面積 (延べ)	㎡	—	1,000	2,000	2,000	2,000
				1,000	1,000	1,000	1,000	—
観光によるまちづくりの推進	5	観光入り込み客数	人	—	569,000	578,500	584,100	589,700
				576,330	625,837	629,279	431,630	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【農業】

いなべ市

農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、集落ぐるみの農業生産活動を推進するため、集落が行う集落農地等の維持管理に対する取組に対して補助金を交付する支援を行っています。

しかし、集落組織も高齢化が進んでいることから、若年者・女性など多様な農業者の確保や意欲のある新規就農者の確保が課題となっています。

東員町

喜び農業推進事業は、町単独事業として、農業所得の向上及び地域農業の活性化に向けて、新たな町の魅力づくりと持続可能な農業形態の確立を図るため、1,000 ㎡の実証圃場として平成26年度から事業を開始しました。平成30年度から町内若手農業者が担い手となり、栽培面積を増やす検討や果樹の産地化、特産品の研究などに取り組んでいます。

本事業を契機として捉え、今後、意欲ある新規就農者等の確保・育成を図り、さらには定住に繋げていきたいと考えます。

【商業・観光】

いなべ市

圏域の豊かな自然や文化、地勢を生かしたサイクルツーリズム（地域おこし企業人制度も活用）などにより、交流人口を拡大させ地域経済の活性化を図っています。今後は、いかに持続、継続性をもたせつつ活性化を図っていくかを検討していきます。

また、外部人材を活用して市内唯一の古い町並み、商店街を形成する阿下喜地区において、桐林館、パン作り、空き家活用を切り口としたよる中心市街地活性化を展開し、新庁舎への導線の一助に寄与することができました。

東員町

長い歴史を通じて農業が営まれることによって、連綿と受け継がれてきた文化の一つとして、例大祭「大社祭」が、4月の第1土曜日・日曜日の2日間に渡り開催され、観光分野においても中心的な役割を担っています。

景観形成作物栽培事業は、転作農地を有効利用し、町のイメージアップや地域の活性化を図るため、「コスモス」の作付けを平成2年度から取り組んでおり、本町の秋の風物詩として町内はもとより、町外からも多くの人を訪れるようになり、町のイメージアップ効果は高まっているものと考えます。

しかし、町単独事業であるため、財政面での負担がかかることから、将来的には町の観光振興を担う団体での実施を検討する必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	イ いなべ市 都市整備部 東員町 政策課
	分野	(5)	産業振興	
	共生ビジョン頁	26		

【1 共生ビジョン記載内容】

【農業】

農業従事者の高齢化・後継者不足が課題となっており、集落ぐるみで生産活動を維持するといった取り組みを推進しています。これまでの取り組みは継続しつつ、今後は高齢者の生きがい対策づくりや、圏外者との交流の推進、移住者の就労の場確保に圏域の資源である農地を活用していくような取り組みも必要です。

安定した農業経営基盤を構築していくためには、特産品や安心・安全が確立された農産物を地域ブランドとして、関西、中京圏はもとより全国へ流通させる取り組みを強化することも必要です。

【商業・観光】

東海環状自動車道路西回り区間の整備事業の本格化や、主要国道421号線の完成など圏域と大都市の距離が近くなっています。

農家などに滞在して農業体験を行うといった、圏域内の豊かな自然を活用してのグリーンツーリズムの推進により、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に繋げる取り組みが必要です。

圏域の歴史・文化・施設といった地域資源を活用した地域経済の活性化への取り組みが必要です。

【工業】

優良企業を誘致し圏域の住民の雇用を創出することや地域の活性化をどのように行うかが課題となっています。

東海環状自動車道路西回り区間の整備事業が本格化し、圏域内各地で工事が進められ、建設業の動きも活発化してきています。交通アクセスが向上することにより、圏域のポテンシャルがアップするこの機会に、積極的に情報発信や企業訪問を実施するなどして新規企業の誘致に努め、圏域内の安定した雇用を創出していきます。

【2 基本方針】

・農業従事者及び農地所有者の役割分担を定め、効率的で安定的な農業生産活動ができる取り組みに対して支援を図ります。

・圏域の農地や特産物などの豊かな自然の恵みや観光資源を活用し、交流・集客の拡大を図ります。

・企業誘致により住民の雇用の安定や若者の定住化を図ります。

【3 主な施策】

企業誘致の促進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単 位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
企業誘致の促進	1	企業立地件数（各年）	件	—	1	1	2	2
				1	4	0	3	—

【5 施策の評価 及び 課題】

優良企業の誘致は住民の雇用創出や地域の活性化に加え、その安定した税収は、圏域にとって重要な財源となるものです。

米国と中国の貿易摩擦に伴う世界経済の鈍化や、英国のEUからの離脱が輸送機器メーカーの撤退や機能移転などが表面化し経済活動に大きな影響を与えると予測されています。中部地域においては、企業の積極的な設備投資や輸送機器の輸出を中心とした生産性の向上により日本経済を牽引していますが人手不足などが影響し企業業績の失速懸念が強まっています。

東海環状自動車道の大安ICが開通し、企業の物流効率が改善されています。北勢ICの開通時期が発表されており、いなべ市への企業の進出や設備投資に期待が高まります。ポテンシャルの良さを活かし、企業ニーズを掴みながら工場用地の確保と雇用の安定と若者の定住化を図っていきます。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	1	生活機能の強化	いなべ市 総務部 東員町環境防災課
	分野	(6)	防災	
	共生ビジョン頁	27		

【1 共生ビジョン記載内容】

圏域の住民の「生命・身体・財産」を保護し、安心・安全を確保するために中心的な役割を果たしているのが常備消防や消防団員ですが、消防団員の確保は年々困難になりつつあります。今後増加が見込まれる徘徊老人の捜索活動や高齢者が関係する火災などの消火活動に対応するためには、消防団員OBをはじめ、福祉団体、自治会などと連携した地域見守り体制の構築が必要です。

また、東日本大震災を教訓として近隣市町と連携を密に活動をするとともに、迅速な相互応援のための支援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備えた圏域住民の安心・安全の確保が必要です。

【2 基本方針】

- ・市内企業・自治会と連携して消防団員の確保に努めます。
- ・桑員2市2町（桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町）災害時応援協定に基づき、広域連携体制の確立を図ります。

【3 主な施策】

消防組織強化による消防力の向上
地域防災力の充実・強化

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
消防組織強化による消防力の向上	3	消防団員数（累計）	人	—	425	425	425	425
				417	420	419	415	—
地域防災力の充実・強化	1	自主防災組織設置自治会数（累計）	自治体	—	88	89	89	90
				86	86	86	86	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【地域防災力の強化】

消防団は火災活動のみならず、救助活動、水防活動、防火啓発などさまざまな活動が求められ、特に大規模災害時における消防団員の活躍は重要であります

いなべ市消防団と東員町消防団は、定期的に会議を実施し、それぞれの消防団体制について話し合いをおこない、現在危惧されている南海トラフ地震や大規模災害発生時における支援協力体制を構築しています。

国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が施行されるなど、消防団の充実が図られています。

雇用体系の変化や社会的背景の変化などに柔軟に対応しながら、減少しつつある消防団員の確保に務める必要があります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことから、火災のみならず震災、風水害対策活動への装備の拡充を行い、消防団員が安全に活動できる環境を整える必要があります。

圏域においては、東日本大震災を教訓として、平時から近隣市町と連携を密に活動をするとともに、迅速な相互応援のための応援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備える必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	いなべ市都市整備部 東員町政策課
	分野	(1)	地域公共交通	
	共生ビジョン頁	27		

【1 共生ビジョン記載内容】

<p>圏域内のバスや鉄道といった公共交通を整備、維持することは、定住促進には欠かせません。</p> <p>圏域内の住民の「通勤・通学・通院・買物」に欠かすことのできない地域バスの効率的な運行や圏域内の行政区域を越えた福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れについての検討も必要です。</p> <p>運営支援を行っている北勢線は、補助金を活用して改修や改善を行い、安全な鉄道輸送の確保に努めています。乗客数が増加傾向になりつつあるものの依然、経営は厳しく独立採算での運行が難しい状態であり、平成28年度以降の支援の在り方については沿線市町での協議が必要です。</p> <p>今後も圏域内において、バスと鉄道の連携による利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築が必要です。</p>

【2 基本方針】

<p>・福祉バス及びコミュニティバスと鉄道及び路線バスの連携強化などにより、圏域全体として公共交通の利便性の向上を図ります。</p>
--

【3 主な施策】

<p>地域公共交通ネットワークの維持・強化</p>

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
地域公共交通ネットワークの維持・強化	4	三岐鉄道北勢線利用者数	人	—	2,459,000	2,530,000	2,540,000	2,550,000
				2,544,374	2,572,752	2,558,830	2,571,828	—

【5 施策の評価 及び 課題】

<p>H29年度より12,998人増の2,571,828人の乗客数が見込めました。各イベントを開催する事により乗客数が増加傾向と成っています。今後は同じイベントでは飽きられる傾向であるので、色々なイベントを考える必要があります。乗車数の内訳は、定期外は前年度並みであり、通学定期は年々減少していますが、パークアンドライドの効果で通勤の乗客数が増加しています。(この北勢線については、いなべ市、東員町、桑名市と2市1町が北勢線事業運営協議会として取り組んでいる。) また、福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れについては、今後の検討課題となります。</p>
--

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	いなべ市 建設部 東員町 建設課
	分野	(2)	道路等交通インフラ整備	
	共生ビジョン頁	28		

【1 共生ビジョン記載内容】

東海環状自動車道においては、東員インターまでは平成27年度、東員インターから大安インター間は平成30年度の供用開始予定が発表され、残りの全区間について平成32年度供用開始に向けそれぞれの区間で整備が進められており、圏域も国土幹線レベルの高速ネットワークへのアクセス機能をもつことになり、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上が期待されています。この機会を捉え交通機能が十分に発揮できるように、圏域内の幹線道路や生活道路の整備を充実していく必要があります。

【2 基本方針】

・広域的な視点での幹線道路及び生活道路の整備により、物流の円滑化、住民の利便性の向上を図るとともに、東海環状自動車道の整備促進により圏域内外の交流促進を図ります。

【3 主な施策】

幹線道路、生活道路の整備
東海環状自動車道整備促進に向けた連携

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
幹線道路、生活道路の整備	12	整備道路総距離数	km	—	819,214	820,214	824,215	831,215
				819,247	822,582	826	834,992	—
東海環状自動車道整備促進に向けた連携	1	圏域の高速道路設置延長距離	km	—	1.7	1.7	10.6	13.4
				0	2.8	2.8	7.5	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【幹線道路、生活道路の整備】

企業物流の円滑化、圏域住民の安全性と利便性を図るため、安全な道路空間を構築するとともに、幹線道路や拠点等へのアクセス強化となる道路ネットワークの整備を行っています。

市道西方上笠田線自歩道設置事業

平成26年度から整備に着手し、令和2年度完了に向け整備を図ります。

市道大安東部線自歩道設置事業

平成26年度から整備に着手し、令和元年完了予定。

市道笠田新田坂東新田線道路改良事業

平成19年度から整備に着手し、令和元年完了予定。

市道江丸線路肩整備事業

平成28年度から整備に着手し、令和2年度完了に向け整備を図ります。

市道丹生川久下 2 区 119 号線道路改良事業

平成 26 年度から整備に着手し、令和 2 年度完了に向け整備を図ります。

市道笠田新田中央線道路改良事業

平成 27 年度から整備に着手し、令和 3 年度完了に向け整備を図ります。

市道楚原中央線道路改良事業

平成 28 年度に整備が完了しました。

市道阿第 107 号線道路改良事業

平成 27 年度から整備に着手し、令和元年完了予定。

主要地方道四日市員弁線整備促進事業

三重県において、国道 365 号から市道西方上笠田線の区間の整備を順次実施していただいておりますが、平成 30 年度より員弁町地内大泉新田交差点から大安町地内三笠橋南詰交差点の区間が国道 421 号バイパスとして整備が進められることとなり、早期完成に向け三重県と連携し事業の推進を図ります。

【東海環状自動車道整備促進に向けた連携】

東海環状自動車道においては、新四日市 JCT から東員 IC が平成 28 年 8 月に、大安 IC が平成 31 年 3 月に開通しました。市域においては、大安 IC から北勢 IC（仮称）の工事が進められています。圏域内外の物流・交流を促進するため、養老 IC まで全線の早期開通をめざし国や県の関係機関と連携し、事業の調整・協力を行っています。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	ア いなべ市都市整備部 東員町建設課
	分野	(3)	地域内外の住民との交流・移住促進	
	共生ビジョン頁	28		

【1 共生ビジョン記載内容】

圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人たちを呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。

空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家所有者を対象にした調査の実施や、空き家を活用した民泊事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。

圏域の魅力であるいつまでも元気でいきいきと過ごせる介護予防や健康増進のために進めている「元気づくりシステム」のような取り組みなどについて、全国的に情報発信を進めるほか、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信し、相互に情報を共有できるようにする必要があります。

圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うためには、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。

公共施設等の利用減少対策や老朽化対策などとして、総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画策定の際には、相互利用を踏まえて圏域全体で検討する必要があります。

【2 基本方針】

・空き家や空き地などの多様な活用により交流・移住の促進を図ります。

【3 主な施策】

空き家等の活用の推進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
空き家等の活用の推進	1	空き家バンク登録物件数（各年）	件	—	4	4	4	4
				3	6	6	7	—

【5 施策の評価 及び 課題】

本圏域内は、人口減少に伴う空き家増加は少ないものの、空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを事前に防ぐため、存在する空き家等の有効活用を通して、暮らしを希望する者と空き家等の所有者を結びつけ、定住促進、次世代支援等による地域の活性化を図りました。

空き家の課題としては、空き家の実態調査を行なった結果から、接道が無い・相続に難を要する・仏壇や神棚があるなど物件登録まで進まない要因が多くある。また、空き家等のバンク制度の認知度は半数程度にとどまっています。

同調査により空き家の所有者が圏域内に次いで桑名市から津市及び名古屋圏の方が多く、効果が高いとされている車両等、近鉄名古屋線(賢島-名古屋)やJR関西本線(津-名古屋)に空き家バンク・移住等のポスターを掲載することで、本人又はその親族が情報を得ることができ、次のステップに進むと考えます。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	イ いなべ市 企画部 東員町 政策課
	分野	(3)	地域内外の住民との交流・移住促進	
	共生ビジョン頁	28		

【1 共生ビジョン記載内容】

圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人たちを呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。

空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家所有者を対象にした調査の実施や、空き家を活用した民泊事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。

圏域の魅力であるいつまでも元気でいきいきと過ごせる介護予防や健康増進のために進めている「元気づくりシステム」のような取り組みなどについて、全国的に情報発信を進めるほか、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信し、相互に情報を共有できるようにする必要があります。

圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うためには、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。

公共施設等の利用減少対策や老朽化対策などとして、総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画策定の際には、相互利用を踏まえて圏域全体で検討する必要があります。

【2 基本方針】

・圏域の魅力を積極的に全国へ発信及び売り込みを行い交流・移住の促進を図ります。

【3 主な施策】

交流・移住の促進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
交流・移住の促進	5	ホームページ閲覧 件数	件	—	2,370,000	2,480,000	2,580,000	2,690,000
				640,247	3,402,302	4,864,809	5,283,296	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【グリーン・ツーリズム事業】

いなべ市グリーン・ツーリズムモデル地区推進計画（計画期間：H27～R元年度）に基づき、モデル地区5地区がツーリズムのコンテンツ開発とその実践に取り組みました。京都産業大学や四日市大学、地域おこし協力隊と連携し、モデル地区の資源発掘や交流事業などに、若者・よそのもの視点を取り入れました。この結果、食をテーマにした交流事業「小さなごちそう体験」の安定的開催や、各地区連携による事業展開など

により、地域内外の交流が拡大しています。

今後は、安定的・継続的な事業の実施に向けた後継者の発掘と育成、当該地域でしか体験できないコンテンツの開発と磨き上げ、更には、いなべ市と東員町の連携による交流拡大と、これを地域の活性化に繋げることが必要です。

【グリーンクリエイティブいなべ推進事業】

いなべ市の自然とそこからもたらされる農・食・アウトドアなど市の資源をグリーンと定義し、これをセンス良く磨き上げ、若者の交流や新たな産業などを創出（リエイティブ）する「グリーンクいなべ推進事業」を平成 27 年度から進めています。官民連携によるプロモーションなど戦略的な事業展開により、若者を中心とした交流が活発化しています。令和元年 5 月には当該事業の拠点となるにぎわいの森がオープンしたことにより、いなべの認知度が高まり交流の拡大が期待されます。

今後は、この交流を維持・拡大させていくと共に、いなべ市と東員町との連携により、人の流れを圏域内へと広げ、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

【情報誌発行事業】

年間、いなべ市 約 155,000 部、東員町 約 105,000 部を発行しています。平成 29 年 6 月には、いなべ市、東員町、桑名市を走る北勢線の特集を合同で作成し発行しました。

【ホームページ事業】

ホームページのほか、SNS やメール配信を活用して行政情報やイベント情報などが、素早く広くいきわたるよう情報発信を行っています。

今後も圏域内の行政情報やイベント情報などを連携して発信していく必要があります。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	2	結びつきやネットワークの強化	ウ いなべ市 教育委員会 東員町 社会教育課
	分野	(3)	地域内外の住民との交流・移住促進	
	共生ビジョン頁	28		

【1 共生ビジョン記載内容】

圏域内の定住・移住を促進するうえで、I・J・U（いじゅう）ターンなど都会から田舎に移り住みたい人たちを呼び込むために、地域資源である空き家・空き地を活用することは、地域の維持や景観の保全にも有効な方法です。

空き家利用希望者の多様なニーズ（学校区、農地有無、部屋数他）に応えられるだけの空き家の登録がないことや、空き家利用に係る賃貸・売却価格等の条件で空き家所有者と利用希望者との間で折り合わないなどの問題があります。こうした課題を踏まえ、空き家・空き地を有効活用するためには、空き家所有者を対象にした調査の実施や、空き家を活用した民泊事業の推進などを併せた方策を検討する必要があります。

圏域の魅力であるいつまでも元気でいきいきと過ごせる介護予防や健康増進のために進めている「元気づくりシステム」のような取り組みなどについて、全国的に情報発信を進めるほか、両市町の広報誌やホームページ等で圏域内の取り組みなどの情報を発信し、相互に情報を共有できるようにする必要があります。

圏域内には、様々な規模や形態の運動施設、文化施設や図書館などの公共施設があり、両市で共用することで、利便性の向上が図れるものが多くあります。定住・移住を促進するうえで、「住みやすい・住み続けたい・住んでみたい」圏域づくりを行うためには、行政の壁を越えて、これらの公共施設を圏域住民が同一の条件で相互に利用できるような仕組みづくりを行う必要があります。

公共施設等の利用減少対策や老朽化対策などとして、総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画策定の際には、相互利用を踏まえて圏域全体で検討する必要があります。

【2 基本方針】

・圏域内の体育・文化施設の相互利用に向けて圏域内住民料金の統一化などの整備を行います。

【3 主な施策】

公共施設相互利用の促進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
公共施設相互利用の促進	1	施設利用者数	人	—	531,000	533,000	535,000	537,000
				519,605	496,484	494,801	626,401	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【公共施設相互利用の促進】

インターネットを利用して体育施設及び文化施設の空き状況照会や仮予約を申請できるシステムを稼働しています。利用促進のため老朽化した施設の修繕等が課題です。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	3	圏域マネジメント能力の強化	ア いなべ市 総務部 東員町 総務課
	分野	(1)	人材育成【行政職員・教職員】	
	共生ビジョン頁	29		

【1 共生ビジョン記載内容】

【行政職員】

圏域全体を活性化していくためには、魅力ある施策を企画・運営していく、いなべ市・東員町の職員の資質向上が求められます。

第1次共生ビジョンでは、圏域マネジメント能力の向上となる合同研修を開催し、人材育成を進めてきました。今後も引き続き両市町の職員が共に学びながら職員の資質の向上や職員間の交流が図れる合同研修を開催し、人材育成をすることが必要です。

【教職員】

圏域内の教育を充実していくためには、教員の指導力の向上が求められます。

第1次共生ビジョンでは、市教育研究所・市教育研究会・郡市教育研究会を中心に教員に対する各種講座を開催し、85%の教職員が当該講座で学んだことを授業などで活用できたとの報告もあり、教員の指導力向上に寄与することが出来ています。

今後も、教職員の指導力の向上を目的にした教育研究所事業と郡市及び市教育研究会事業との一層の連携協力を進めることが必要です。

【2 基本方針】

・行政職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

【3 主な施策】

行政職員の資質の向上

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
行政職員の資質の向上	1	職員研修会参加者数	人	—	38	38	38	38
				17	63	117	69	—

【5 施策の評価 及び 課題】

1 法制執務（初級）研修の開催

地方分権の進展に対応するためにも、市町職員にとって法制執務の基本的知識及び法令事務の実務能力は身に付けなければならない必須の能力であり、平成22年度から市町の合同研修として開催し、職員の人材育成を図ってきました。

2 特別研修の開催

多様化する住民ニーズ、地方分権や地方創生に対応し、特色あるまちづくりを行うためには、政策立案能力や課題解決力が求められるため、平成28年度から職員の資質向上の強化を図るため、特別研修を開催し、職員の人材育成を図ってきました。

平成 28 年度 「まちづくりは人づくり！」講座 地域おこしに関する手法を習得

平成 29 年度 「ロジカルシンキング」研修 論理的思考能力の向上

平成 30 年度 「タイムマネジメント」研修 効率的な業務遂行能力の向上

【課題】

法制執務研修については、平成 22 年度から継続し、初級レベルの研修となっているため、受講者も年々減少してきている。受講内容を検討し、多くの職員の受講を図りたい。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	3	圏域マネジメント能力の強化	イ いなべ市 教育委員会 東員町 学校教育課
	分野	(1)	人材育成【行政職員・教職員】	
	共生ビジョン頁	29		

【1 共生ビジョン記載内容】

【行政職員】

圏域全体を活性化していくためには、魅力ある施策を企画・運営していく、いなべ市・東員町の職員の資質向上が求められます。

第1次共生ビジョンでは、圏域マネジメント能力の向上となる合同研修を開催し、人材育成を進めてきました。今後も引き続き両市町の職員が共に学びながら職員の資質の向上や職員間の交流が図れる合同研修を開催し、人材育成をすることが必要です。

【教職員】

圏域内の教育を充実していくためには、教員の指導力の向上が求められます。

第1次共生ビジョンでは、市教育研究所・市教育研究会・町教育研究会・郡市教育研究会を中心に教員に対する各種講座を開催し、85%の教職員が当該講座で学んだことを授業などで活用できたとの報告もあり、教員の指導力向上に寄与することができています。

今後も、教職員の指導力の向上を目的にした教育研究所事業と郡市及び市教育研究会事業、町教育研究会活動との一層の連携協力を進めることが必要です。

【2 基本方針】

・豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、教職員の総合的な教育力の向上を図ります。

【3 主な施策】

教職員の資質・指導力の向上

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
教職員の資質・指導力の向上	2	教職員研修会参加者数	人	1,500	1,300	1,300	1,000	1,000
				1,393	1,611	1,231	1,146	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【教職員の指導力向上】

教職員の人材育成を目的に「市教育研究所事業」「市教育研究会活動」「町教育研究会活動」「郡市教育研究会活動」を実施した。

「市教育研究所事業」においては、今後実施予定の新学習指導要領に対応するための「教科研修」講座を開催した。また、「不登校」「特別支援教育」「メンタルヘルス」等の今日的な教育課題に対応する為に「教育課題研修」を開催した。加えて、「道徳科」「JSLカリキュラム研修」「経営学研修」等の校内研修や部会別研修に講師を派遣する「出前研修」を開催し、教職員の資質向上に寄与することができた。

教育現場における問題は多様化しているため、常に学校現場のニーズをキャッチし、事業を展開していく

必要がある。

「市教育研究会活動」においては、いなべ市小中一貫教育の推進を目的に中学校区をまとまりとした研究活動を進めることができた。今後は各中学校区における研究活動を交流することで、教職員の資質向上につなげていく。

「町教育研究会活動」においては、幼保小中が連携し、16年一貫教育プランの推進、やり抜く力（GRIT）の育成等を進めることができた。今後も、園・校・家庭・地域が共に取組をすすめることで、三感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）を育み「生きる力」の土台になる『意欲』を高めていく。

「郡市教研活動」においては、小学校教職員全員参加の学習会を実施し、同じ講師から学ぶことで資質を高めることができた。分散会では各校の実践を子どもの姿で語り、学び合うことができた。中学校教職員は教科別学習会を企画し、実践交流や専門性を高める学習会を年に数回実施した。

今後は教職員の指導力の向上を図るために、学びが事後いかに活用されているかを知る活用度を指標として、状況を把握していく必要があると思われる。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン 施策検証表

基本事項	政策	3	圏域マネジメントの強化	ウ いなべ市 企画部 東員町 町民課
	分野	(2)	人材育成【市民団体・圏域住民・圏域起業など】	
	共生ビジョン頁	30		

【1 共生ビジョン記載内容】

【市民活動団体】

第1次共生ビジョンでは、圏域の市民活動団体をけん引していくリーダーを育成するため、ボランティアコーディネーターの養成を行ってきました。圏域では、市民活動室が中心となって市民活動団体に関わる講演会や講座の開催、各団体の相談を受けるだけでなく、市民活動団体が活発に活動できるように「スマイルフェスタ in いなべ」をはじめとする様々な交流会や情報発信などにより市民活動団体相互を結びつけるような、繋がりを醸成する機会の充実を進めてきました。

今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動団体への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動ができるように、市民活動団体同士の講演会やネットワークづくりを支援することが必要です。

【圏域住民・圏域企業など】

魅力ある地域づくりを推進していくためには、観光やスポーツ指導の専門的な知識を身につけた人材などを圏域内に育成していかななくてはなりません。

第1次共生ビジョンでは、観光分野の専門家を育成するために、観光振興で全国的に活躍している方を講師として招き、最新の情報、業界のトレンド、マネジメント技術などを学ぶ「観光によるまちづくり」の研修や、着地型観光商品の企画を学ぶ「里の旅プランナー」の研修を開催し、観光分野の専門家の資質の向上を図りました。

子どもに対してスポーツ指導を行う方を対象に、全国的に活動している医師からスポーツ医学に基づく競技別の指導方法の講座や、アスリートから学ぶ実践講座を開催し、圏域内で活躍するスポーツ指導者の資質の向上を図りました。

今後も引き続き「魅力あるまちづくり」を市民と共に進めていくために各専門分野におけるマネジメント技術などを学び身に付ける研修会等を開催し、圏域をけん引する人材の育成や確保が必要です。

【2 基本方針】

- ・新たな担い手としての市民活動団体等の活動支援を行います。
- ・地域をけん引する圏域内の住民・企業などの資質向上及び圏域マネジメント能力の強化を図ります。

【3 主な施策】

市民活動団体の資質の向上
圏域内の企業・住民などの人材育成の推進

【4 活動指標】

連携する施策	事業数	成果指標	単位	目標値				
				実績値				
				H27	H28	H29	H30	H31
市民活動団体の資質の向上	1	登録団体数	団体	—	184	188	193	200
				181	187	208	211	—
圏域内の企業・住民などの人材育成の推進	1	研修会等参加者数	人	—	1,200	1,400	1,600	1,750
				1,050	1,470	1,978	2,082	—

【5 施策の評価 及び 課題】

【市民活動団体の資質の向上及び圏域内の企業・住民などの人材育成の推進】

いなべ市

市民活動を支援する組織としていなべ市市民活動センター（以下、センター）があり、平成30年度は、139の市民活動団体が登録し、活動しています。

センターでは、市民活動団体の相談支援や指導を行うだけでなく、市民活動に関わる講演会や講座を開いたり、団体同士が相互の活動を知り、市民活動がより充実したものになるようにスマイルフェスタをはじめとする様々な交流会を開催することで繋がりを醸成する機会の充実を進めています。

また、センター職員は各種研修に参加し、自己研鑽に努めるとともに圏域の市民活動団体をけん引していくリーダーの育成の推進に力を入れています。

また、センターが発行する「センターだより」や「活センニュース」を毎号、市内及び東員町の登録団体に送付したり、インターネットなどで情報発信し、団体の活動内容やイベントの周知を図っています。

今後も引き続き市民活動への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動ができるように市民活動団体の資質の向上を図るとともに市民活動を担う人材の育成及び確保が必要となります。

東員町

市民活動支援センターが中心となり団体登録や支援を行っています。また、各団体の相談を受けるだけでなく、市民活動団体に関わる講座の開催や市民活動団体の活発な活動を発表する場として開催している「とういんわくわくフェスタ」をはじめ、さまざまな交流会や情報誌発行による情報発信などにより市民活動団体相互のつながりを醸成する機会の充実に努めています。

今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動団体への意欲を盛り上げ、各種団体の望む活動やネットワーク作り、新たな担い手としての市民活動団体等の支援が必要です。

【6 達成状況】

達成 一部達成 未達成 一部未達成 未実施 未検討

【7 今後の方向性】

継続 一部継続 廃止

第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンの策定について

第3次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンの期間

令和2年から令和6年までの5年間

【今年度の流れ】

5月27日 第1回懇談会開催

- ・第2次共生ビジョンの検証
- ・第3次共生ビジョン作成のための意見交換

6月末頃 第2回懇談会開催

- ・令和6年度末の圏域の将来人口目標検討
- ・課題、基本方針の整理
- ・新規連携事業検討

8月中旬頃 第3回懇談会開催

- ・第3次共生ビジョン素案の検討

9月～10月頃 政策意見公募（パブリックコメント）実施

11月頃 第4回懇談会開催

- ・第3次共生ビジョン完成 市長・町長へ授与

旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会 会議録

会議名	第1回 旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会
開催日時	令和元年5月27日(月) 14:00~16:00
開催場所	東員町役場 西庁舎 2階 201会議室
出席者	<p>【委員】11名 岩崎恭典、楠田泰司、三林孝夫、佐藤秀子、池田秀夫、荒木佳子、滝本収、佐藤忠生、伊藤良子、水谷善則、伊藤宗明、 (欠席：相田直隆、桑原浩、松岡洋、岡本恒一、土岐昌男、神谷清、近藤徳次)</p> <p>【事務局等】11名 いなべ市：防災課長、都市整備部長、福祉部長、健康推進課長、 農林商工部長、建設部長、教育部長、企画部長、政策課長、政策課2名</p> <p>【オブザーバー】15名 東員町：総務課長、町民課副課長、環境防災課長、地域福祉課長、 健康づくり課長、子ども家庭課長、長寿福祉課長、産業課長、 建設課課長補佐、学校教育課副課長、社会教育課長、政策課長、政策課2名 三重県：地域連携部地域支援課1名</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱状交付 3. 委員等自己紹介 4. 座長あいさつ 5. 説明及び審議事項 (1) 第2次共生ビジョンの事業評価について (2) 第3次共生ビジョンの策定について 6. 意見交換会 7. 閉会
配布資料	<p>【別紙】旧員弁郡定住自立圏について</p> <p>【資料1】第2次旧員弁郡定住自立圏共生ビジョンに対する検証結果(事前配布)</p> <p>【資料2】第3次共生ビジョンの策定について</p>
公開、非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
議 事 概 要	
<p>1. 開会 【事務局】 定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第1回旧員弁郡定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催いたします。</p> <p>2. 委嘱状交付 【事務局】 委員の委嘱状交付についてですが、本来ならお一人ずつお渡しさせていただきたくはありますが、時間の都合上机の上に置かせていただきましたので、これをもって交付とさせていただきます。ご了承をよろしくお願いいたします。</p> <p>3. 委員等自己紹介 【事務局】</p>	

それぞれの分野におきまして、新しく委員としてお願いさせていただきました方もございますので、皆さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

委員の皆さまと一緒にいなべ市・東員町の部課長などの自己紹介をお願いいたします。

～座長より時計回りにて自己紹介～

4. 座長あいさつ

【座長】

あいさつ

5-（1）. 第2次共生ビジョンの事業評価について

【事務局】

～別紙「旧員弁郡定住自立圏について」により説明～

【いなべ市健康推進課長】

政策 生活機能の強化、分野 医療の施策の評価及び課題について説明させていただきます。市民が安心して医療を受けられる体制を維持するために、地域医療の充実に資するための取り組みを行ってきました。急性期中核病院であるいなべ総合病院の 24 時間救急医療体制を維持するために財政支援を行うことで、休日夜間における急患診療体制を維持することができています。

一次救急医療体制確保事業は、いなべ医師会に業務委託し開業医の交代制による休日診療体制を維持することで、年間 500 人ほどの圏域の住民の方々に受診していただくことができました。

医師不足の対策としていなべ市では、市内で勤務する医師確保に向け、卒業後いなべ市内の病院で臨床研修を受けることを条件に、大学の医学部に在籍する学生に対して奨学金を支給する貸付事業を行い、医師の確保・育成を図ってきました。今後も医師の偏在などによる地方の勤務医不足は継続するため、引き続き事業を継続する必要があります。

周産期医療の充実に測るために産科医確保支援事業として、出産取扱医療機関であるいなべ総合病院に対して、分娩取扱件数に基づき分娩手当の一部を助成し、産科医確保を支援して、子どもを安心して産むための体制を充実していく必要があります。

達成状況としましては、達成と評価させていただき、今後の方向性としてしましては、継続とさせていただきます。

【いなべ市防災課長】

防災対策の計画的な推進について説明させていただきます。東日本大震災では沿岸部の医療機関のほとんどが壊滅的な被害を受け、内陸部の医療機関への搬送や、ヘリコプターを活用し県外へ広域搬送が行われました。当該地域でも南海トラフ地震の発生が危惧されており、沿岸部の医療機関は甚大な被害を受けると想定されることから、内陸部の医療機関は重要な拠点施設となっています。平成 28 年度に内閣府主催による大規模地震時医療活動訓練を実施し、大規模災害における広域医療搬送の訓練を実施しました。

県内では、災害拠点病院が 10 施設あり、いなべ総合病院は、当該災害拠点病院の 1 施設として位置づけされており、災害時に即座に現場にドクターや看護師等を派遣するため DMA T の設置を行うなど災害拠点病院として、また地域医療の要として重要な医療機関とされています。

平成 25 年度に、いなべ総合病院南側に 4,680 m² の臨時ヘリポートを設置し大規模災害時に広域搬送の受入れやドクターヘリ、防災ヘリの救急患者の搬送及び転移搬送のための施設整備を行った。また平時からのドクターヘリ、防災ヘリの離着陸場として常設型のヘリポートとして利用しています。

東日本大震災を教訓として、沿岸部の被害が拡大した場合において内陸部の医療機関は重要な施設であり、特に内陸部に位置するいなべ総合病院は災害時の医療重要拠点であるが、災害時医師確保など、さまざまな課題が山積しています。災害のみならず、地域医療拠点施設としての重責を担っていく必要があります。

達成状況については、達成。方向性については継続とさせていただいております。

【いなべ市福祉部長】

政策 生活機能の強化、分野 福祉。主な施策として、地域包括ケアシステムの構築の推進、介護サービスの推進、障がい者福祉サービスの推進、障がい児福祉サービスの充実ということで、施策の評価及び課題ということですが、在宅医療・介護連携について、平成26年度からいなべ市と東員町で在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおり、「顔の見える、仕事の見える関係づくり」ということで、お互いの仕事を理解し合おうということを取り組みました。

平成29年度からの2年間は、具体的な連携を進めるため、実践例から学ぶ、現場で使える医療と介護の連携をテーマに取り組み、参加者の意見を集約して取り組んでまいりました。平成31年度からは、次の段階として「連携」から「協働」へと目指すところを進化させて事業を実施します。

在宅における医療提供体制についても、在宅医療多職種連携協議会における検討や、いなべ医師会をはじめ関係機関等の理解・協力により、この数年間で大きく体制が進化し、特に平成29年9月に訪問診療専門のどんぐり診療所が開院されたことで、自宅での看取りが可能な環境が整い、平成31年4月からは、常勤医が平山医師1名に加えてもう1名加わることとなり、さらに充実する予定です。

元気づくりシステムについては、ストレッチ、ウォーキング、ボール運動などの健康増進・介護予防体操として進めております。運動を生活習慣に取入れ継続していくことで、疾病の予防や早期発見、健康増進・介護予防につながるシステムとして、元気づくりシステムが市内に定着・拡大しています。

介護サービスの推進としまして、いなべ市と東員町で介護認定審査会事業を進めております。

介護保険制度の根幹をなすもので、この事務を共同処理することにより、公平、公正かつ的確な審査を行うことができ、また経費等の節減を図ることができます。

障がい者福祉サービスの推進としては、障がい者が通所する施設の整備はもとより、障がい者の方が地域で生活できるグループホーム、ショートステイの整備を行ってきました。

これから令和2年度末までに各市町又は圏域において、緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援拠点を手掛ける必要があります。今後どのような形でしていくのかを検討していきます。

障がい児福祉サービスの充実としましては、障がいの児童及びその親に健全な発達を支援するため、より専門的立場からの相談支援が行えるような手法をとっていきます。

達成状況は、達成に色つけていただき、今後の方向性は継続とさせていただきます。

【いなべ市健康推進課長】

福祉の分野で主な活動は子育て支援センターの充実です。評価及び課題は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、支援の充実につながっています。また、相談内容に応じた窓口等との連携を取ることで子育てに対する不安の軽減を図っています。

支援センターの未利用者に対する周知を行い、地域や子育て中の当事者との交流の機会を確保し、地域及び個々の子育て力の向上を図る必要があります。また、支援センター職員・支援員・応援者等に対する研修を実施し、支援センター職員等の資質向上を図る必要があります。東員町については、資料のとおりです。

達成状況については、一部達成とさせていただきました。H29の実績値の数が減っているため、一部達成とさせていただきました。方向性については継続とさせていただいております。

【いなべ市教育部長】

政策 生活機能の強化、分野 教育ですが、3の主な施策は、不登校などの課題に対する適切な対応、地域による学校支援の充実、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進、外部専門機関との連携による学校負担の軽減です。施策の評価及び課題は、不登校などの課題に対する適切な対応については、不登校傾向の児童生徒へは、学校及び教育委員会が支援体制を組み、情報の共有、課題の見極め、役割分担、個に応じた支援を実施しています。学校においては、児童生徒の欠席・遅刻・早退の状況を適時把握し、不登校傾向児童生徒の早期発見に努めています。また、教育委員会においては、該当小中学校へSCやSSWを派遣し、児童生徒及び保護者、教職員の

支援を行っています。特にいなべ・東員教育支援センター（ふれあい教室）では、通級可能な児童生徒及び保護者との丁寧な関係作りを行うと共に、学校や社会復帰のための個別支援を行うことができました。平成26年以降、各校から報告される不登校児童生徒数は横ばいの状況であり、今後も継続的な支援が必要です。

また、定期的実施しているQ U調査等の結果を分析、活用し、不登校の未然防止に努めていく必要があります。

地域による学校の支援、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進の項目は、地域住民による学校の応援団である学援隊の登録者には、学習支援、環境整備、文化体験活動、学校行事支援、登下校支援、こどもを守る家などの支援を行っていただきました。今後も引き続き、学援隊の拡大を図ると共に保護者及び地域住民等の学校運営への参画を進める必要があります。

また、児童生徒に対しては、地域の人・自然・歴史・文化・産業など、に関心を持たせるとともに社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献することの大切さを学ばせることができました。今後も未来いなべ科を中心に、取組を継続する必要があります。

外部専門機関との連携による学校負担の軽減ですが、発達に関わる問題がある児童生徒への支援については、発達支援室、SC、SSW、臨床心理士、生徒指導特別指導員等の専門職員を派遣し、個に応じた適切な対応を図ることができました。今後も児童生徒及び保護者に関わる課題については複雑化・多様化が懸念される為、専門機関との連携に一層の充実が求められています。

達成状況については一部達成としました。学援隊の数が若干目標を下回ったためと中学3年生の全国学力調査で地域・社会貢献を考える中学3年生の割合が下回ったためでございます。方向性は、継続とさせていただきます。

【いなべ市都市整備部長】

土地利用の施策の分野でございますが、こちらの中身については本来家の建たないような市街化調整区域でも家が建てられれば定住に繋がるということからできております。今回の調整区域は、桑名都市計画区域といい、いなべ市、東員町、木曾崎町、桑名市の広域的な都市計画のため、中部圏開発整備法に定められる区域でどうしても市街化調整区域とかける必要がある。これはこれで立派な目的があり、簡単に自分の土地であっても家が建たない。そこを例外的に家が建つような制度が第34条第11号に指定された区域です。こちらであれば家が建てられます。実際には平成11年くらいから指定されていたのですが、市街化区域から一定距離、いなべ市ではおおむね1キロの半径のエリアでおおむね50件の集落があって、市街化区域と生活圏が一緒のところは例外的に家が建てられるという制度です。この区域のエリアを拡張してもらおうという働きかけが一つの目的となっています。指標については申請件数となっていますが、現実には家が建ったかどうか検証してみますと、平成19年度発足以来、去年までいなべ市でいうと、一戸建てでも100戸以上、20件くらいの宅地分譲の開発もあります。

達成状況については、一部達成、方向性については、継続とさせていただきます。

【いなべ市農林商工部長】

政策 生活機能の強化、分野 産業振興です。主な施策は、農業生産活動の推進、喜び農業の推進、観光によるまちづくりの推進の3項目です。4番の活動指標の一つ訂正があります。観光によるまちづくりの推進で30年度実績値ですが、431,630のところ誤りがあり、602,002人です。

いなべ市の施策評価及び課題についてお話しさせていただきます。農業については、農業従事者の高齢化・後継者不足はいなべ市だけでなく、どこの自治体でも課題となっております。地域ぐるみの農業生産活動を推進するため、集落が行う集落農地等の維持管理に対する取組に対して国又は市単独の補助金を交付する支援を行っています。

しかし、集落組織も高齢化が進んでいることから、若年者・女性など多様な農業者の確保や意欲のある新規就農者の確保が課題となっています。

商業・観光については、圏域の豊かな自然や文化、地勢を生かしたサイクルツーリズムなどにより、交流人口を拡大させ地域経済の活性化を図っています。今後は、いかに持続、継続性をもたせつつ活性化を図っていくかを検討していきます。

また、外部人材を活用して市内唯一の古い町並み、商店街を形成する阿下喜地区において、国

の登録有形文化財の桐林館の活用、パン作り、空き家活用を切り口としたよる中心市街地活性化を展開し、新庁舎に隣接するにぎわいの森への導線の一助に貢献することができています。

達成状況についても一部達成となっておりますが、先ほど訂正あった入込客数の訂正により、達成に訂正をお願いします。今後の方向性は継続とさせていただいております。

【東員町産業課長】

東員町の報告をさせていただきます。農業につきましては、喜び農業推進事業は、町単独事業として、農業所得の向上及び地域農業の活性化に向けて、新たな町の魅力づくりと持続可能な農業形態の確立を図るため、1,000㎡の実証圃場としてブルーベリーの栽培を平成26年度から事業を開始しました。平成30年度から町内若手農業者が担い手となり、栽培面積を増やす検討や果樹の産地化、特産品の研究などに取り組んでいます。

本事業を契機として捉え、今後、意欲ある新規就農者等の確保・育成を図り、さらには定住に繋げていきたいと考えます。

商業・観光については、長い歴史を通じて農業が営まれることによって、連綿と受け継がれてきた文化の一つとして、例大祭「大社祭」が、4月の第1土曜日・日曜日の2日間に渡り開催され、観光分野においても中心的な役割を担っています。

景観形成作物栽培事業は、転作農地を有効利用し、町のイメージアップや地域の活性化を図るため、コスモスの作付けを平成2年度から取り組んでおり、本町の秋の風物詩として町内はもとより、町外からも多くの人々が訪れるようになり、町のイメージアップ効果は高まっているものと考えます。

【いなべ市都市整備部長】

企業誘致の施策について説明します。優良企業の誘致は、定住に大きく繋がるため施策にあがっています。評価と課題については、米国と中国の貿易摩擦に伴う世界経済の鈍化や様々なニュースがありますが、中部地域においては、企業の積極的な設備投資や輸送機器の輸出を中心とした生産性の向上により日本経済を牽引していますが人手不足などが影響し企業業績の失速懸念が強まっています。

いなべ市への企業の進出や設備投資に期待が高まります。ポテンシャルの良さを活かし、企業ニーズを掴みながら工場用地の確保と雇用の安定と若者の定住化を図っていきます。

指標については、企業立地協定の件数になるのですが、達成しております。今後とも引き続き、この施策は継続させていきたいと考えています。

【いなべ市防災課長】

防災の分野について説明します。主な施策として、消防組織強化による消防力の向上、地域防災力の充実・強化です。

地域防災力の強化は、消防団は火災活動のみならず、救助活動、水防活動、防火啓発などさまざまな活動が求められ、特に大規模災害時における消防団員の活躍は重要であります

いなべ市消防団と東員町消防団は、定期的に会議を実施し、それぞれの消防団体制について話し合いをおこない、現在危惧されている南海トラフ地震や大規模災害発生時における支援協力体制を構築しています。

国においても消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されるなど、消防団の充実が図られています。

雇用体系の変化や社会的背景の変化などに柔軟に対応しながら、減少しつつある消防団員の確保に務める必要があります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことから、火災のみならず震災、風水害対策活動への装備の拡充を行い、消防団員が安全に活動できる環境を整える必要があります。

圏域においては、東日本大震災を教訓として、平時から近隣市町と連携を密に活動をするともに、迅速な相互応援のための応援や受援ができる体制を整え、大規模災害に備える必要があります。

達成状況については、一部達成、方向性については継続していきます。

【いなべ市都市整備部長】

地域公共交通の施策についてです。やはり北勢線のところですが、定住者が増えれば利用者も増えます。H29年度より12,998人増の2,571,828人の乗客数が見込めました。2003年から三岐鉄道に引き継いでから、2番目に多い数値です。この乗客数は前年度から0.5%増えています。収入は0.3%減少しています。この要因は乗車する区間が短くなっていると分析されています。通学等の定期購入者は年々減少しています。パークアンドライドの効果で通勤の乗客数が増加しています。その要因として、定年の延長等が考えられます。また車を利用しての大学等の通学利用者も増えていることも考えられます。また、福祉バスとコミュニティバスの相互乗り入れについては、今後の検討課題となります。

達成状況は達成、今後も継続していきます。

【いなべ市建設部長】

施策は幹線道路、生活道路の整備、東海環状自動車道整備促進に向けた連携です。

施策の評価と課題について、幹線道路は、延長があって多額の経費になることから、中々、短期間では達成まで至っておりません。市道西方上笠田線自歩道設置事業についても令和2年度完了と書いてありますが、これも2キロほどの自歩道整備しなければならず、いなべ総合学園から県道まで5億円ほどかかるとのことで、まだいなべ総合学園の手前までしか進んでおりません。

市道大安東部線自歩道設置事業は、イオン大安から市道までで、1,200mで総事業費2億円です。

市道笠田新田坂東新田線道路改良事業は、16億円かかるということであまり進んでおりませんが、令和元年に完了予定です。

市道江丸線路肩整備事業は、1キロほど整備をします。約1億円の事業です。

市道丹生川久下2区119号線道路改良事業は、令和2年度に完了予定です。青川と宇賀を整備するもので、約4億円かかります。2キロほどの整備です。

市道楚原中央線道路改良事業は、完了しています。

市道阿第107号線道路改良事業は、新庁舎の前の道で新庁舎完成に伴いまして、15億円ほどかかり、完了しております。

主要地方道四日市員弁線整備促進事業は、県が進めている事業ですが、国、県に働きかけ、大安インターのアクセス道路としたところから、重点項目になったから、令和6年に完成予定です。

東海環状自動車道整備促進に向けた連携については、大安インター開通し、北勢インターの西回りですが、令和6年開通見通しが国から発表されました。国、県と連携し、効果を高めるため、岐阜までの西回り区間の開通を目指します。

以上、全ての事業が多額の費用と年月がかかることから、一部達成としました。方向性も国、県に働きかけながら、進めていきたいと思い、継続としました。

【いなべ市都市整備部長】

空き家の活用から定住・移住を促進させていこうというもので、空き家は現在増えつつあります。まだ、スピードは鈍いですが、これが10年20年と進むと加速度的に空き家も増えていくと思われます。それを有効活用しようとするために空き家を市に登録してもらう空き家バンクの活用で改善していきたいと考えています。尚且つ、空き家リノベーション事業として、県外から移住される方に多少のリノベーション補助を行ったり、都市部からの移住を希望される方に開かれる移住説明会にも積極的に参加させていただいております。指標は空き家バンク登録件数とさせていただいておりますが、成約して成果となりますので、成約に至るところまで努力させていただいております。

【いなべ市企画部長】

圏域の魅力を積極的に全国へ発信し、交流などの促進を図るというもので、施策の評価、課題については、グリーン・ツーリズム事業として、いなべ市グリーン・ツーリズムモデル地区推進計画に基づき、京都産業大学や四日市大学、地域おこし協力隊と連携し、モデル地区の資源発掘

や交流事業などにより、地域内外の交流が拡大しています。

今後は、安定的・継続的な事業の実施に向けた後継者の育成や事業の磨き上げ、両市町の交流拡大と、これを地域の活性化に繋げることが必要です。

グリーンクリエイティブいなべ推進事業は、いなべ市の資源をグリーンと定義し、若者の交流や新たな産業などを創出するグリーンクリエイティブいなべ推進事業を進めています。この5月18日には、当該事業の拠点となるにぎわいの森がオープンしたことにより、地域内外の交流の拡大が期待されます。

今後は、この交流を拡大させていくと共に、いなべ市と東員町との連携により、人の流れを圏域内へと広げ、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

情報誌発行事業ということで、全国の発信が必要となり、特集を合同で作成し発行しました。

ホームページ事業は、ホームページ、SNSなどを活用して行政情報やイベント情報などの発信を行っています。

今後も圏域内の行政情報やイベント情報などを連携して発信していく必要があります。

達成状況は、達成としていますが、今後の方向性として、更なる圏域への人を呼び込む工夫をし、継続していきます。

【いなべ市教育部長】

地域内外の住民との交流・移住促進の中で、教育委員会が関わるところで、主な施策として、公共施設利用の促進です。両市町が情報共有し、インターネットを利用して体育施設及び文化施設の空き状況照会や仮予約を申請できるシステムを稼働しています。そのため、利用者数が増えています。

活動指標は、平成30年度の目標値535,000人に対して626,401人になり目標値を上回っています。課題には、利用促進のため老朽化した施設の修繕等があります。達成状況は一部達成となっていますが、訂正で達成としてください。今後の方向性は継続とさせていただいております。

【いなべ市防災課長】

基本事項が圏域マネジメント能力の強化、分野が人材育成【行政職員・教職員】ということで、施策は行政職員の資質の向上ということになります。

評価、課題については、1つは法制執務（初級）研修の開催をしました。地方分権の進展に対応するためにも、市町職員にとって法制執務の基本的知識及び法令事務の実務能力は身に付けなければならない必須の能力であり、平成22年度から市町の合同研修として開催し、職員の人材育成を図ってきました。

2つ目は特別研修の開催を行いました。多様化する住民ニーズ、地方分権や地方創生に対応し、特色あるまちづくりを行うためには、政策立案能力や課題解決力が求められるため、平成28年度から職員の資質向上の強化を図るため、3つの特別研修を開催し、職員の人材育成を図ってきました。

問題として、法制執務研修については、平成22年度から継続し、初級レベルの研修となっているため、受講者も年々減少してきている。受講内容を検討し、多くの職員を受講を図りたい。

達成状況は、達成。今後の方向性は、継続とさせていただいております。

【いなべ市教育部長】

人材育成の中で、教職員の部分になります。主な施策は、教職員の資質・指導力の向上です。評価及び課題は、教職員の指導力向上ということで、4つの柱を掲げています。教職員の人材育成を目的に「市教育研究所事業」「市教育研究会活動」「町教育研究会活動」「郡市教育研究会活動」を実施した。「市教育研究所事業」においては、今後実施予定の新学習指導要領に対応するための「教科研修」講座を開催した。また、「不登校」「特別支援教育」「メンタルヘルス」等の今日的な教育課題に対応する為に「教育課題研修」を開催した。加えて、「道徳科」「JSLカリキュラム研修」「経営学研修」等の校内研修や部会別研修に講師を派遣する「出前研修」を開催し、教職員の資質向上に寄与することができた。

教育現場における問題は多様化しているため、常に学校現場のニーズをキャッチし、事業を展開していく必要がある。

「市教育研究会活動」においては、いなべ市小中一貫教育の推進を目的に中学校区をまとまりとした研究活動を進めることができた。今後は各中学校区における研究活動を交流することで、教職員の資質向上につなげていく。

「郡市教研活動」においては、小学校教職員全員参加の学習会を実施し、同じ講師から学ぶことで資質を高めることができた。分散会では各校の実践を子どもの姿で語り、学び合うことができた。中学校教職員は教科別学習会を企画し、実践交流や専門性を高める学習会を年に数回実施した。

今後は教職員の指導力の向上を図るために、学びが事後いかに活用されているかを知る活用度を指標として、状況を把握していく必要があると思われる。

達成状況は、一部達成とさせていただきますが、達成に訂正をお願いします。方向性は継続とさせていただきます。

【東員町学校教育課課長補佐】

東員町の活動の部分を説明させていただきます。「町教育研究会活動」のところで、16年一貫教育プランを平成25年度に策定し、幼保小中が連携し取り組んでおります。その中でも3ヵ年計画で3つのポイントに絞って取り組んでいますが、その一つにやり抜く力（GRIT）の育成等を進めています。今後も、園・校・家庭・地域が共に取組をすすめることで、三感の基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感を育み、生きる力の土台になる意欲を高めていきます。

【いなべ市企画部長】

人材育成の分野で市民活動団体の資質の向上、圏域内の企業・住民などの人材育成の推進ということで、人づくりということで、圏域のマネジメント能力を高めていくということになります。

施策の評価及び課題は、市民活動団体の資質の向上及び圏域内の企業・住民などの人材育成の推進ということで、いなべ市については、市民活動を支援する組織としていなべ市民活動センターがあり、平成30年度は、139の市民活動団体が登録し、活動しています。

センターでは、市民活動団体の相談支援や指導を行うだけでなく、講演会や講座を開いたり、スマイルフェスタをはじめとする様々な交流会を開催することで繋がりを醸成する機会の充実を進めています。

また、センター職員は各種研修に参加し、自己研鑽に努めるとともにリーダーの育成の推進に力を入れています。

また、センターが発行する「センターだより」や「活センニュース」を毎号、市内及び東員町の登録団体に送付したり、インターネットなどで情報発信し、団体の活動内容やイベントの周知を図っています。

今後も引き続き市民活動への意欲を盛り上げ、各種団体が望む活動ができるように市民活動団体の資質の向上を図るとともに市民活動を担う人材の育成及び確保が必要となります。

達成状況は、一部達成としていますが、達成に訂正をお願いします。また方向性は、継続とさせていただきます。

【東員町政策課長】

東員町の報告させていただきます。市民活動支援センターが中心となり、登録団体数は、72団体となっております。センターにて登録団体の支援を行っています。また、各団体の相談を受けるだけでなく、市民活動団体に関わる講座の開催や市民活動団体の活発な活動を発表する場である「とういんわくわくフェスタ」を開催し、昨年度は1,000人を超える参加者となりました。またこのイベントの中では、オレンジバス、三岐北勢線の啓発を行い、定住自立圏共生ビジョンにある公共交通の利用促進との連携も行っています。センターの方では、さまざまな交流会や情報誌発行による情報発信などにより市民活動団体相互のつながりを醸成する機会の充実に努めています。

今後も引き続き、公共の担い手となる市民活動団体への意欲を盛り上げ、各種団体の望む活動やネットワーク作り、新たな担い手としての市民活動団体等の支援が必要です。

【座長】

全項目の説明があり、ほとんどの項目が達成、方向性は継続ということでしたが、質問はありますか。例えば、P35の教職員の研修の参加者数で、目標値が1,500人から1,300人、1,000人と減少してはいますが、共生ビジョンに示されている参加者数は、1,500人で一定です。この違いは何でしょうか。

【事務局】

昨年度の説明会の時に見直しをしましたが、共生ビジョンの方の修正のし忘れです。

【座長】

他に質問はありますか。

【委員】

P5～7の内容で、介護サービスの推進ということで、介護認定件数が示されていますが、その予備軍とされる方についてはどうお考えでしょうか。

【いなべ市福祉部長】

両市町とも介護予防というものに力を入れています。

【委員】

予備軍について年齢別、認知症など細かく指標を置いていただくとよいのではないかと。

【いなべ市福祉部長】

データ収集は今年度、来年度とかけて行っています。

【委員】

2点質問します。1つ目は、目標値の設定に対して、基準、基本がなされていないような気がする。その状況で達成した、達成できなかったと言われても、意味がないのではないかと。説明をされるのであれば、目標値の根拠をしっかりと示すべきだと思う。

2点目は、震災について、過去におきた震災を教訓にといいますが、何を教訓にしていくのでしょうか。この中で、何人の人が震災の経験したのでしょうか。そういった経験無しでは、机上だけのものになる。第3次の時は、そのあたりも意識し、策定していただくと思う。

【座長】

防災面をはじめ、第3次の検討には盛り込んでいきましょう。

その3次策定のことになりますが、P13～14の建築開発件数の話で、第34条第11号に指定された区域の許可のところで、建築開発委申請が多ければ多いほどよいのでしょうか。多ければ多いほど、スプロールしていくのではないかと。むしろコンパクトシティを作っていくのであれば、この運用であれば、人口を増やしていくということで宅地開発を進めていくのであれば、正解。けれどもスプロールを防いでいくのであれば、この件数は少ない方がよいのではないかと。その議論については、平成27年度第2次策定の時にどうはなしたか教えてください。

【いなべ市都市整備部長】

この件数は、住民のニーズが強い。両市町の境でもありがちですが、こっちはできる、こっちはできないという現象が実際にありました。そこを納得してもらうためには、第34条第11号の区域を広げていくしかないです。

【委員】

障がい者の通所については整備できてきていると思う。相談支援事業については、たくさんの件数を抱えている。その事業の事業所の持ち出しが70%以上になってきている。精神的な疾病によりこの事業を利用している方が増えています。その人たちが増えていった時の対策についてどう考えているのか。

それと、みとりについて、どんぐり診療所ができて、事業所はなにかあったらすぐ相談し、対

応できるようになりましたが、その件数が増えて、今のままでは、対応できなくなってきた時、どう考えていくのかを教えてください。

【いなべ市福祉部長】

いなべ市の場合、事業所は市が作り、指定管理という方法でさせていただいております。相談者の増加の対策として、そういった事業所を増やしていくということで対応させていただいております。

その相談についても今年から障がいだけでなく、引きこもりなどの法のはざまにある方についても受入れをしていくようになりました。

みとりにについては、いなべ市では、どんぐり診療所といなべ総合病院が連携するというような同職種連携がはじまりました。今後はいろいろな連携を行い、その中で、みとりにについても対応していきたいと考えています。

【座長】

どちらの問題も含めた総合生活支援について第3次のかなめになってくると思います。

5- (2). 第3次員弁郡定住自立圏共生ビジョンの策定について

【事務局】

～資料2「第3次員弁郡定住自立圏共生ビジョンの策定について」により説明～

6. 意見交換会

【委員】

いなべ市と東員町でどうしても一緒に考えることのできない項目がある。第3次ではそういうものについては、除いた方がよいのではないか。

【委員】

いなべ市では、福祉委員会というものがあまして、有事の時の連絡とかを各自治会でやっているのだが、そういったものが第3次にどう反映されるのか。

【委員】

子どもの分野でスポーツの要素を取り入れてはどうか。

【委員】

子どもの内容について入れた方がよい。

【委員】

無駄な開発はよく検討してほしい。田んぼを横切るような道路を作るとか。そういった開発が、農業衰退に繋がる。

不登校の問題について、不登校になるとはなから病人扱いされる。そういったことについても考えてほしい。

介護について、もっと情報発信をしてほしい。

【委員】

第3次の策定により具体的に委員が参画できるようにしてほしい。

P2の医師確保について、奨学金制度を使って医師確保しているとのことですが、その成果で何人の医師がいなべ市の方に来ているか教えてください。インターンでは来ても、雇用される時には、来ない。それでは意味がない話ですので、そういったこともかんがえてほしい。

三岐鉄道の利用客ですが、何でもっと増えないのだろうかということが、議論されていない。西桑名駅から近鉄、JRへの乗り継ぎが不便。そういったことも理由になっているかと思っておりますので、もう一度、行政と三岐鉄道で話をしてほしい。

【座長】

三岐鉄道の利用促進は、第3次にも盛り込んでいくことで、自転車の乗り入れについて、小さい車内のため、電車の後ろにトロッコをつけてそれに自転車を乗せるという利用促進の対策もあると思います。

【委員】

子育ての部分をもっと第3次を含むべき。P12の基本方針にいじめ問題と書かれているが、指標にはそのワードが一つもない。

P9の精神疾患の中で、障害者の子育てと書かれていますが、そのストレスから虐待に繋がってしまったり、不安をかかえるところも踏み込んであると良いかなと思います。

子育て支援センターのような施設が増えていけばよいかとも思います。

また、地域防災のところで、弱者に対しての言葉がありません。障害児が災害時、大きなサイレンでパニックを起こしてしまい、本当に避難できるのかということも心配になります。

道路整備ばかりでなく、車のない人の施策を含んでいただく方がよいと思います。

【委員】

運転免許証の返納について、返納すると交通が不便になる。交通手段として自転車の貸し出しを充実させてほしい。東員町といなべ市で自由に乗れるのが望ましい。返納の促進のため、返納者には阿下喜温泉等の施設の割引が受けられるようなことも検討してほしい。

【座長】

今日のご意見は、次の会議資料に反映されると思います。

7. 閉会

【事務局】

閉会の挨拶